

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らについて、①平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料（家族の別離が生じたことに係る増額分）、②18歳以下の子どもがいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、1世帯当たり月額3万円の実費が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号〇番事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（和解金額欄に金額の記載のあるものに限る。以下同じ。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として、金147万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年2月1日

（仲介委員 二瓶茂）

別紙

平成〇〇年(東)第〇号〇番 申立人 X1 外4名

	損害項目	対象者	期間	損害額	既払額	和解金額
1	転校をしたことによって新たに発生した費用		—	100,000	155,790	0
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の増額						
2	要介護状態等であったことに係る事由	—	—	—	—	—
3	妊婦であったことに係る事由	—	—	—	—	—
4	日常的に乳幼児の面倒を見ていたことに係る事由	—	—	—	—	—
5	家族間で別離が生じたことに係る事由		平成23年3月 ～ 平成24年8月	540,000	0	540,000
6	平成24年9月以降に避難を継続したために増加した費用		平成24年9月 ～ 平成27年3月	930,000	0	930,000
和解金額合計						1,470,000